

事務連絡
令和3年5月28日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
医政局医事課

新型コロナワクチン接種に当たっての診療録の作成について

標記について、改めて周知いたしますので、管内の市区町村及び関係団体に周知いただくようお願いいたします。

記

予防接種を行う医療機関は、関係法令に基づき診療録を作成する必要があるが、予診票の写しを診療録として差し支えない。

参考：医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）（抄）

第二十三条 診療録の記載事項は、左の通りである。

- 一 診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢
- 二 病名及び主要症状
- 三 治療方法（処方及び処置）
- 四 診療の年月日